

令和 2 年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

審 査 意 見 書

東 広 島 市 監 査 委 員

東 広 監 委 第 1 6 号

令和 3 年 9 月 1 5 日

東広島市長 高 垣 廣 徳 様

東広島市監査委員 水 戸 晃

同 重 河 格

同 奥 谷 求

(公 印 省 略)

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

	ページ
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の着眼点	1
第4 審査の実施内容	1
第5 審査の結果	1
1 健全化判断比率	2
（1）実質赤字比率	4
（2）連結実質赤字比率	5
（3）実質公債費比率	7
（4）将来負担比率	8
2 資金不足比率	10
（1）法適用企業	11
（2）法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）	13
3 むすび	14

（注）1 文中の金額及び各表中の金額は、原則として万円単位で表示し、数値ごとに単位未満を四捨五入した。したがって、合計額と内訳の計が一致しないことがある。

2 比率は、原則として小数点第2位を四捨五入し、調整の上表示した。なお「0.0」は該当数値はあるが、単位未満のものを示している。

3 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

4 符号等の用法は次のとおりである。

「△」・・・・・・負数

「－」・・・・・・該当数値のないもの又は算出不能のもの

令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の対象

- １ 令和２年度決算に基づく健全化判断比率
- ２ 令和２年度決算に基づく資金不足比率
- ３ １及び２の算定の基礎となる事項を記載した書類

第２ 審査の期間

令和３年８月２日から令和３年９月６日まで

第３ 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に基づき適正に算定されているか、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

第４ 審査の実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿等を照合し、算定が適正であるか審査した。また、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

第５ 審査の結果

第１から第４に掲げる事項のとおり審査した結果、健全化判断比率及び資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていることを認めた。

なお、審査の概要及び審査意見は次のとおりである。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

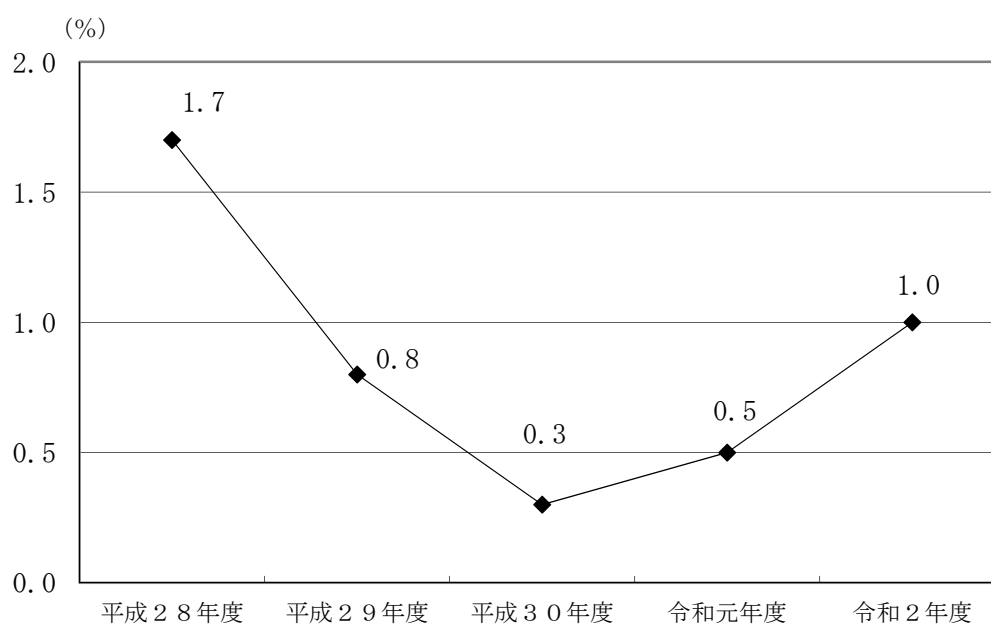
(単位：％、ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	参 考
				早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.30
連結実質赤字比率	—	—	—	16.30
実 質 公 債 費 比 率	1.0	0.5	0.5	25.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350.0

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率が生じていない場合は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は「—」で表示している。

過去5年間に於ける実質公債費比率の推移は、第1図のとおりである。

第1図 実質公債費比率の推移



それぞれの比率の対象となる会計等は、第2図のとおりである。

第2図 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等（令和2年度決算）

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質 公債費比率	将来 負担比率
	一般会計等に 属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計				
		ひがしひろしま墓園管理事業特別会計				
		八本松駅前土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計	国民健康保険特別会計	資金不足比率			
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険特別会計 (保険事業勘定)				
		介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)				
公営企業会計	法適用企業	水道事業会計				
		下水道事業会計				
	法非適用企業	特定地域生活排水処理事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		広島中央環境衛生組合				
		広島県市町総合事務組合				
		広島県後期高齢者医療広域連合				
地方公社		東広島市土地開発公社				

（注）資金不足比率は会計ごとに算定する。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

一般会計等の実質赤字比率の状況は第2表のとおり、当年度の実質収支額は24億6,206万円の黒字で、前年度と比べ10億5,858万円(△30.1%)減少している。これは、主に一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

当年度の本市の実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第2表 一般会計等の実質赤字比率の状況

区 分	実 質 収 支 額		増 減		増減率
	令和2年度	令和元年度			
一 般 会 計	億 万円 24 6206	億 万円 35 2061	億 万円 △10 5855		% △30.1
一般会計等に属する特別会計					
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	3	△ 3		△100.0
ひがしひろしま墓園管理事業特別会計	0	3	△ 3		△100.0
八本松駅前土地区画整理事業特別会計	0	—	—		—
合 計 A	24 6206	35 2065	△10 5858		△30.1
標 準 財 政 規 模 B	469 9012	447 8635	22 0377		4.9
実 質 赤 字 比 率	% — (△5.23)	% — (△7.86)	ポイント — (2.63)		—

(注) 1 実質収支額が黒字の場合は、実質赤字比率は「—」で表示している。

2 () 内の数値は、実質収支額が黒字の場合に標準財政規模に対する割合を参考として記載している。(負の値で表示)

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } D = A + B + C}{\text{標準財政規模 } E}$$

連結実質赤字比率の状況は第3表のとおり、当年度の連結実質収支額は108億 5,423万円の黒字で、前年度と比べ 3,500万円（0.3%）増加している。これは、一般会計の実質収支額が減少したものの、公営企業会計の資金剰余額が増加したことなどによるものである。

当年度の本市の連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額が生じていないことから算定されない。

第3表 連結実質赤字比率の状況

区 分	実質収支額／資金不足・剰余額						
	令和２年度		令和元年度		増 減		増 減 率
一 般 会 計 等 A	億	万円	億	万円	億	万円	%
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計 B	24	6206	35	2065	△10	5858	△30.1
国民健康保険特別会計	4	7028		7638	3	9390	515.7
後期高齢者医療特別会計	1	5259		2289	1	2970	566.6
介護保険特別会計 （保険事業勘定）		2264		2424	△	160	△6.6
介護保険特別会計 （介護サービス事業勘定）	2	9506		2925	2	6581	908.7
		0		0		0	－
公 営 企 業 会 計 C	79	2189	72	2220	6	9969	9.7
水道事業会計	69	8350	65	5140	4	3210	6.6
下水道事業会計	9	3839	6	5427	2	8412	43.4
特定地域生活排水処理事業特別会計		0		0		0	－
寺家地区土地区画整理事業特別会計		－		1653	△	1653	△100.0
合 計 D＝A＋B＋C	108	5423	108	1923		3500	0.3
標 準 財 政 規 模 E	469	9012	447	8635	22	0377	4.9
連 結 実 質 赤 字 比 率	%		%		ポイント		
	－		－		－		－
	(△23.09)		(△24.15)		(1.06)		

(注) 1 実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合は、連結実質赤字比率は「—」で表示している。

2 () 内の数値は、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計が黒字の場合に、標準財政規模に対する割合を参考として記載している。(負の値で表示)

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を過去3か年の平均値で表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等額) A} \\ \text{+ 準元利償還金 B)} \\ \text{－ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模 D} \\ \text{－ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C} \end{array}}$$

※単年度

実質公債費比率の状況は第4表のとおり、当年度（3か年平均）は1.0%で、前年度と比べ0.5ポイント低下している。これは、公債費等の増により算定式の分子が増加したことから、単年度で算出した実質公債費比率が増加したためである。

なお、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

第4表 実質公債費比率の状況

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度	対前年度	
				増 減	増 減 率
	億 万円	億 万円	億 万円	億 万円	%
地方債の元利償還金（公債費充当一般財源等額） A	79 0943	78 2982	73 9504	7961	1.0
準元利償還金 B	7 9736	8 5642	9 6339	△ 5905	△6.9
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C	81 0302	83 1475	81 6736	△2 1173	△2.5
標準財政規模 D	469 9012	447 8635	439 5414	22 0377	4.9
A + B - C	6 0377	3 7148	1 9107	2 3229	62.5
D - C	388 8710	364 7160	357 8679	24 1550	6.6
実質公債費比率（単年度）	%	%	%	ポイント	%
	1.55263	1.01855	0.53391	0.53408	—
実質公債費比率（3か年平均）	1.0	0.5	0.3	0.5	—

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合を表した指標であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 C}}$$

将来負担比率の状況は第5表のとおり、当年度は将来負担額から充当可能な財源を差し引いた額が前年度に比べ 49億 6,573万円（37.9%）増加している。

当年度の本市の将来負担比率は、前年度と同様に充当可能な財源の額が将来負担額を上回ったことから算定されない。

第5表 将来負担比率の状況

区 分	令和2年度		令和元年度		増 減		増 減 率
	億	万円	億	万円	億	万円	%
将来負担額（ア～クの計） A	1035	1193	986	5823	48	5370	4.9
ア 一般会計等に係る地方債の現在高	748	9413	745	1879	3	7533	0.5
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	17	6797	40	7967	△23	1170	△56.7
ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	68	5277	85	7844	△17	2567	△20.1
エ 組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	109	9490	25	5884	84	3606	329.7
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	90	0119	89	2249		7870	0.9
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額		98		0		98	—
キ 連結実質赤字額		0		0		0	—
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額		0		0		0	—
充当可能財源等（ケ～サの計） B	1116	4448	1117	5651	△1	1202	△0.1
ケ 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	296	0832	281	8900	14	1932	5.0
コ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	86	4638	100	0989	△13	6351	△13.6
サ 地方債の償還額等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	733	8978	735	5761	△1	6783	△0.2
標準財政規模 C	469	9012	447	8635	22	0377	4.9
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費 D	81	0302	83	1475	△2	1173	△2.5
A－B	△81	3256	△130	9828	49	6573	37.9
C－D	388	8710	364	7160	24	1550	6.6
将来負担比率	% — (△20.9)		% — (△35.9)		ポイント — (15.0)		—

(注) () 内の数値は、充当可能な財源が将来負担額を超える場合に、当該超える額の標準財政規模に占める割合を参考として記載している。(負の値で表示)

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定するもので、公営企業会計の資金不足額が料金収入等の事業規模に占める割合を表した指標であり、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は第6表のとおりである。

第6表 資金不足比率の状況

(単位：％、ポイント)

会 計 名			令和2年度	令和元年度	増 減	参 考 経営健全 化基準
法 適 用 企 業	水 道 事 業 会 計		—	—	—	20.0
	下 水 道 事 業 会 計		—	—	—	20.0
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	特定地域生活排水 処理事業特別会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。

(1) 法適用企業

資金不足比率の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\begin{array}{c} \text{資金不足額 A} \\ (\text{ア 流動負債} + \text{イ 算入地方債} - \text{ウ 流動資産}) \end{array}}{\begin{array}{c} \text{事業の規模 B} \\ (\text{エ 営業収益の額} - \text{オ 受託工事収益の額}) \end{array}}$$

(注) 「イ 算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

① 水道事業会計

水道事業会計の資金不足比率の状況は第7表のとおり、資金剰余額は69億 8,350万円で、前年度と比較すると 4億 3,210万円 (6.6%) 増加している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第7表 水道事業会計の資金不足比率の状況

区 分	令和2年度		令和元年度		増 減		増 減 率
	億	万円	億	万円	億	万円	%
資金不足額 A (△資金剰余額)	△69	8350	△65	5140	△4	3210	6.6
ア 流 動 負 債	9	4192	9	4091		101	0.1
イ 算 入 地 方 債		0		0		0	—
ウ 流 動 資 産	79	2542	74	9231	4	3311	5.8
事業の規模 B	41	8860	41	2774		6086	1.5
エ 営 業 収 益 の 額	41	9042	41	2774		6268	1.5
オ 受 託 工 事 収 益 の 額		182		0		182	—
資 金 不 足 比 率	% — (△166.7)		% — (△158.7)		ポイント — (△8.0)		—

- (注) 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。このため、資金剰余額の増加は増減欄において△で表示される。
- 2 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。
- 3 () 内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。(負の値で表示)

② 下水道事業会計

下水道事業会計の資金不足比率の状況は第8表のとおり、資金剰余額は9億3,839万円で、前年度と比較すると2億8,412万円（43.4%）増加している。資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第8表 下水道事業会計の資金不足比率の状況

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	増 減 率
	億 万円	億 万円	億 万円	%
資金不足額 A (△資金剰余額)	△9 3839	△6 5427	△2 8412	43.4
ア 流動負債	6 2596	8 7028	△2 4432	△28.1
イ 算入地方債	751	833	△ 83	△9.9
ウ 流動資産	15 7186	15 3288	3898	2.5
事業の規模 B	34 9914	31 6996	3 2918	10.4
エ 営業収益の額	34 9914	31 6996	3 2918	10.4
オ 受託工事収益の額	0	0	0	—
資金不足比率	% — (△26.8)	% — (△20.6)	ポイント — (△6.2)	—

- (注) 1 「資金不足額 A」が△の場合は、資金剰余額を示している。このため、資金剰余額の増加は増減欄において△で表示される。
- 2 資金不足額が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示している。
- 3 () 内の数値は、資金不足額が生じていない場合に資金剰余額の事業規模に対する割合を参考として記載している。(負の値で表示)

(2) 法非適用企業（宅地造成事業を行っていないもの）

資金不足比率の算定式は次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 A (ア 歳出額 + イ 算入地方債 - (ウ 歳入額 - エ 翌年度へ繰り越すべき財源))}}{\text{事業の規模 B (オ 営業収益に相当する収入の額 - カ 受託工事収益に相当する収入の額)}}$$

(注) 「イ 算入地方債」は、建設改良費以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高である。

① 特定地域生活排水処理事業特別会計

特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況は第9表のとおりである。一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っており、資金不足額は発生していないため資金不足比率は算定されない。

第9表 特定地域生活排水処理事業特別会計の資金不足比率の状況

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	増 減 率
	億 万円	億 万円	億 万円	%
資金不足額 A	0	0	0	—
ア 歳 出 額	1172	1153	18	1.6
イ 算 入 地 方 債	0	0	0	—
ウ 歳 入 額	1172	1153	18	1.6
エ 翌年度へ繰り越すべき財源	0	0	0	—
事業の規模 B	891	876	15	1.7
オ 営業収益の額	891	876	15	1.7
カ 受託工事収益の額	0	0	0	—
資 金 不 足 比 率	% —	% —	ポイント —	—

(注) 「資金不足額 A」が0（ゼロ）の場合は、資金不足額が生じていないため資金不足比率は「—」で表示している。

3 むすび

当年度の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、各比率は算定されていない。

実質公債費比率は 1.0%で、前年度より 0.5ポイント低下している。これは、公債費等が増加したことが影響している。

将来負担比率は、将来負担額に対して充当可能な財源の額が上回っていることから算定されていない。

次に、当年度の資金不足比率は、全ての会計において資金不足額が生じていないため、算定されていない。

以上のとおり、健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていた。

しかしながら、当年度決算において一般会計では公債費が増加しており、公営企業会計では一般会計からの繰入れによる財政支援が行われている状況にある。このことから、今後においても社会情勢等を注視しつつ中長期的視点に立った行財政運営を行うことが必要であり、より一層健全で安定した経営基盤の構築に努めていただきたい。